

平成 29 年度鹿児島労働局行政運営方針

あらまし（労働基準関係）

鹿児島労働局は、平成 29 年度の労働行政の運営にあたって、管内状況から鹿児島労働局として力点をおいて取り組むべき事項を「平成 29 年度鹿児島労働局運営方針」として、次のとおり取りまとめました。

安心して安全に働ける労働環境の確保のために

働き過ぎ防止に向けた取組の推進

過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、適正な労働時間管理や医師による面接指導の実施等を含む健康管理に関する窓口指導及び監督指導等を実施します。特に、時間外労働時間数が 1 か月当たり 80 時間を超えていると考えられる事業場や過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を徹底します。

労働条件の確保・改善対策

労働基準関係法令の履行確保に問題があると考えられる事業場等に対して監督指導等を実施します。特に、労働契約の締結に際しての労働条件の明示や時間外労働協定の締結・届出について、使用者に対する指導を徹底します。

賃金不払残業を防止するため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・徹底を図ります。

最低賃金制度の適切な運営

鹿児島県で適用される最低賃金の周知・徹底と、その着実な履行確保に取り組みます。

労働災害の防止対策

災害が多発している業種及び事故の型に着目して、労働災害防止団体や業界団体との連携等により、具体的な災害防止対策の指導やリスクアセスメントの実施促進を図ります。

職場における健康確保対策

化学物質を取り扱うすべての事業者に対して、化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報（SDS）交付義務対象物質のラベル表示及び取り扱う際のリスクアセスメントの実施が義務化されたことを踏まえ、制度の周知と関係法令順守の徹底を図ります。また、ストレスチェック制度の周知徹底を図りつつ、メンタルヘルスの「4つのケア」の普及を促進します。

労災保険給付の迅速・適正な処理

迅速・適正な補償・救済の的確な実施について、引き続き重点的に取り組みます。

労働保険料等の適正な徴収

口座振替制度の利用促進及び期限内納付の徹底を図り、労働保険未手続事業場の把握及び加入指導による一掃に取り組みます。

労基署 だより

第 114 号

H29.4.12

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局 H P

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

鹿児島県の最低賃金

1 時間 **715 円**

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kagoshima-roudoukyoku/jireitoukei/pamphlet_leaflet/roudoukizyun/saitin/saitin.pdf)

労働条件相談ホットライン

長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日に無料で受け付けます。
0120-811-610

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令各種様式集

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)

平成 28 年の休業 4 日以上之死傷者数は 103 人

- 対前年比 16 人(18.4%)増加 -

名瀬労働基準監督署管内において、平成 28 年に発生した労働災害のうち 4 日以上休業した労働者の数は前年(87 人)より 16 人多い 103 人となりました。詳細な内訳等については、別添をご覧ください。

なお、平成 29 年 3 月末(速報値)は、前年の 31 人に対して 14 人少ない(約 54.8%減)17 人となっておりますが、前年が例年(27 年;19 人、26 年;14 人)より多かったのであって、さらなる災害防止対策が必要であることに変わりはありません。

各団体におかれても引き続き、災害防止につきまして、ご理解とご協力及び傘下事業場への周知・啓発をよろしく願います。

平成 29 年度の労働保険の年度更新の受付期間は、6 月 1 日～ 7 月 10 日です。

働き方・休み方改善ポータルサイト

～ 効率的に働いてしっかり休むために ～

企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善には是非ご活用ください。

(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)

労働災害統計 災害事例
リスクアセスメントの実施支援システム
化学物質 免許・技能講習

あんぜんプロジェクト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)

労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html)に掲載しています。